

長岡市公告第102号

簡易評価型プロポーザル方式による業務の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年4月11日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務は、長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 業務内容

- (1) 業 務 名 長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）委託
- (2) 業 務 内 容 本業務は、別に定める長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）委託にかかる仕様書のとおりとする。
- (3) 業 務 場 所 長岡市内一円
- (4) 契 約 期 間 本業務の履行期間は、次のとおりとする。
契約締結日から最長で令和23年3月31日まで
※本業務の契約期間は、提案内容を踏まえ、事業者と協議の上決定する。
- (5) 予算限度額 1,000,000,000円（税込）
※予定価格ではありません。

3 選定委員会

長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）委託選定委員会
非公開とします。（委員の構成は最優秀提案者の特定結果の公表時に公開します。）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画の認可の決定が

公告日以前になされている場合は、この限りではない。

- (4) 参加者（個人である場合はその者）又は参加者の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、本市の暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に批難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 上記のほか、長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）プロポーザル募集要領「4 応募条件」に適合していること。

5 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書
- (2) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限りです。提出期限必着）
- (4) 提出先 長岡市環境部環境政策課エネルギー政策室
〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号 環境衛生センター
電話：0258-24-0528
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）プロポーザル募集要領「8 本提案募集の手続き」に記載の書類も合わせて提出してください。

6 質問書の受付及び回答について

5により簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書（様式第7号）
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール：kankyo@city.nagaoka.lg.jp
※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
- (4) 提出先 5に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和7年5月23日（金）までに、簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

7 提案書の提出について

5により簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年6月23日（月）から同月27日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限りです。提出期限必着）
- (3) 提出先 4に同じ
- (4) その他 詳細は長岡市道路照明灯等LED化業務（ESCO事業）プロポー

ザル募集要領のとおりです。

8 選考方法

本市職員等で組織する選定委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書の内容及び見積金額により総合的に選考し、優先交渉権者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、本市の要求を満たしており、履行期間内に全て実施できるものであること。
- (2) 見積金額が、提案上限金額を超えていないこと。
- (3) 本市の意向に合致しており、今後連携して業務の実施が可能であると見込まれること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための一切の経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず本市の所有とし、組織内で複製した上で業務に使用する場合があります。
- (3) 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用することを禁止します。
- (4) 審査等に対する疑義等の申立ては、受け付けません。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負いません。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、本市における指名停止処分を講じる場合があります。